

障害者雇用基準

障害者雇用基準（障害者の雇用の促進等に関する法律）

法定雇用率

事業主区分	法定雇用率	企業規模
民間企業	2.3%	常用労働者 43.5人以上
国、地方公共団体等	2.6%	常用労働者 44人以上
都道府県等の教育委員会	2.5%	常用労働者 46人以上

*業種により、企業規模の常用労働者数算定に際し、除外率を乗じて控除する措置がある。

*民間の法定雇用率は令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%、国・地方公共団体等は令和6年4月から2.8%、令和8年7月から3.0%、都道府県等の教育委員会は令和6年4月から2.7%、令和8年7月から2.9%と、段階的に引上げ。

【法定雇用率の算定方法について】

- 重度（身体・知的）障害者は、1人を「2人」として算定
- 短時間労働者（20時間以上30時間未満）は、1人を「0.5人（一定要件を満たす精神障害者は、1人）」として算定
- 週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度（身体・知的）障害者、精神障害者は、1人を「0.5人」として算定（令和6年4月から）
- 特例子会社は、障害者雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定要件を満たせば、その子会社に雇用される障害労働者を親会社が雇用したものとみなして、算定することができる。また、特例子会社を持つ親会社は、企業グループを合算して算定することができる。

事業主の義務

- ①毎年6月1日現在の障害者雇用状況報告書のハローワークへの届出
- ②「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

障害者雇用納付金と障害者雇用調整金

障害者雇用納付金

（法定雇用率未達成の場合）

不足1人当たり月5万円（常用労働者100人以下は除く）

障害者雇用調整金

（法定雇用率達成の場合）

超過1人当たり月2万9千円（月10人を超える場合は、その超過人数1人当たり2万3千円）